



令和6年度 龍ヶ崎労働基準監督署 ～ 取組の紹介～



龍ヶ崎労働基準署からのお知らせはこちら

https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase/ryuugasaki.html



1 管内の概況

当署は、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、稲敷市、利根町、河内町、美浦村の合計7市町村を管轄し、7市町村の面積は488km²、人口は約35万人です。東京都心から50km圏内に位置し、JR常磐線「ひたち野うしく」駅周辺（牛久市）、龍ヶ崎ニュータウン（龍ヶ崎市）、「取手ゆめみ野」（取手市）等が東京へ通う労働者のベットタウンとなっています。

主な交通施設は、鉄道がJR常磐線、関東鉄道竜ヶ崎線、広域幹線道路が国道6号、125号、408号、首都圏中央連絡自動車道です。現在、圏央道の4車線化工事などの工事が行われています。

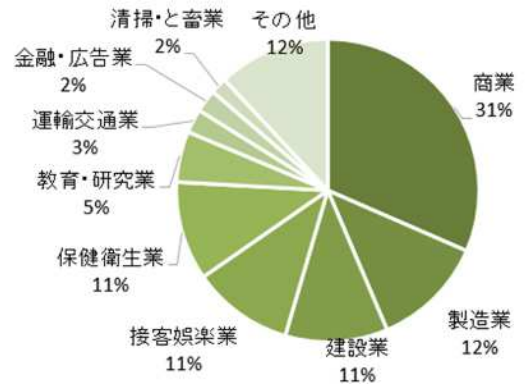
管内は、おおむね牛久沼、小貝川、利根川、霞ヶ浦に囲まれた地域です。

2 管内の産業状況

当署の管轄する事業場数は7,424事業場、労働者数が103,021人です。多くの大手企業の工場が立地しているほか、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市には工業団地も形成されています。

業種別では商業、製造業、建設業、接客娯楽業、保健衛生業の順に多くなっています。管内の特徴として、競走馬の飼育があり、美浦トレーニングセンターでは約100の厩舎で2,200頭の競走馬の飼育・調教が行われています。

業種別事業場数（7,424事業場）



（令和3年経済センサス活動調査）

3 管内の労働災害発生状況

令和5年に発生した休業4日以上死傷災害は426人となり、前年から36人の増加（9.2%増）となりました。

業種別では、畜産業が102人（23.9%）、製造業が84人（19.7%）、建設業が48人（11.3%）、社会福祉施設が34人（8.0%）となっています。死亡災害は1人となっています。

事故の型別では、転倒が110人（25.8%）で最も多く、墜落・転落74人（17.4%）、動作の反動（無理な動作）69人（16.2%）の順に多くなっています。

業種別労働災害発生状況（龍ヶ崎署）

業種	年	5年		4年		同期比	
		死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製造業	食料品		25	28		-3	
	木材・木製品			1	2	-1	-2
	化学工業		16	18		-2	
	金属製品		13	14		-1	
	一般・電気・輸送用機械		11	3		8	
	その他		19	23		-4	
	小計		84	1	88	-1	-4
建設業	土木工事		17		4		13
	建築工事（木造除く）		22	1	10	-1	12
	木造建築工事		2		4		-2
	その他の工事		7		4		3
小計		48	1	22	-1	26	
陸上貨物運送事業		30	1	23	-1	7	
畜産業		102		74		28	
小売業		29		42		-13	
社会福祉施設		34		38		-4	
飲食店		9		17		-8	
その他		1	90	86	1	4	
計		1	426	3	390	-2	36

緊急事態

当署管内で、2024年4月に2件の死亡災害が発生しました。いずれも20代の若い労働者が亡くなりました。事故はいつ起きるかわかりません。「大丈夫だろう」から「起きるかもしれない」という考えに立ち、今一度、作業場の安全対策や作業方法について点検、見直しをお願いします。

安全で健康に働くことができる職場環境の実現のために

第14次労働災害防止推進計画

当署では、茨城労働局第14次労働災害防止推進計画に基づき、計画を策定しています。当該計画に基づき、取り組むべき目標をアウトプット指標として定めています。死亡災害について2022年と比較して2027年に死亡災害を5%以上減少すること、死傷災害について2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、2027年までに減少に転ずることを目標としています。

美浦トレーニングセンター及び競走馬育成牧場等における労働災害防止対策（当署独自の重点対策）

- ・競走馬の調教等の際に保護具の着用や基本動作の徹底を継続的に実施していく。

労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害に取り組む事業場を50%以上とする。
- ・卸小売業、医療福祉の事業場での正社員以外への安全衛生教育の実施率を80%以上とする。
- ・介護看護作業において、ノーリフトケアを導入する事業場を80%とする。

高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「高齢者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高齢者の安全衛生確保の取組を実施する事業場を50%以上とする。

多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・翻訳された教材を用いる等外国人労働者にわかりやすい方法で労働災害防止の教育を行う事業場を50%以上とする。

業種別の労働災害防止対策の推進

- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する事業場の割合を50%以上とする。
- ・墜落・転落の防止に関するリスクアセスメントを行う建設業の事業場を85%以上とする。
- ・機械の挟まれ・巻き込まれ防止対策に取り組む事業場を60%以上とする。
- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する事業場を50%以上とする。

化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・危険性又は有害性のある化学物質についてラベル表示、SDS交付、リスクアセスメントの実施等の割合をそれぞれ80%以上とする。

労働者の健康確保対策の推進

- ・メンタルヘルス対策、ストレスチェックの実施事業場をそれぞれ80%、50%以上とする。
- ・有給休暇の取得率を70%以上、勤務間インターバルの導入率を15%以上とする。

長時間労働の削減と働き方改革の浸透

長時間労働の抑制と過重労働による健康障害の防止のため、長時間労働が疑われる事業場及び過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して監督指導を徹底します。

中小企業に対しては、「働き方改革推進支援センター」や監督署の労働時間相談・支援班による説明会や個別訪問等を実施し、細やかな相談・支援を行います。

令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用される建設業、自動車運転者、医業に従事する医師等について、関係機関や医療勤務環境改善支援センターとも協力して、引き続き丁寧な周知を行います。とくに、運送業においては、取引慣行等個々の事業主の努力だけでは見直すことができない事情も要因としてあることから、取引環境の改善について荷主等への説明等を行います。

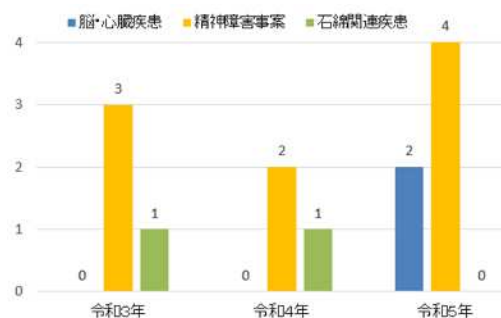
労災保険給付の迅速・適正な処理

労災保険給付の請求について迅速な事務処理を行います。特に過労死等事案をはじめ複雑困難事案は認定基準等に基づき、迅速・適正な事務処理を推進します。

労災保険の窓口業務について、相談者等に対する丁寧な説明や請求人に対する処理状況の連絡を実施します。



特設サイト「はたらきかたススム」



脳・心臓疾患等かかる労災請求件数（龍ヶ崎署）

労働基準監督署への申請・届け出はオンラインが便利です！ぜひ電子申請をご利用ください！



電子申請の詳細はこちらでご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshisinsei.html